

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
1	公告	—	—	<p>公告で示されている設計工期は、参考資料10「2 コスト・スケジュール」で示されている通り、今後の情勢によってある程度の柔軟性をもって対応するものとお考えであると捉えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、想定工事費についても、参考資料10に記された情報が、今時点の公開情報として最新のものであると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>参考資料10については、藍場浜公園西エリアにおける新ホールの施設規模や機能等の具体化を図るため実施した「新ホール整備候補地調査」（令和6年実施）の結果を参考資料として添付したものです。</p> <p>また、公告及び応募要項で示す履行期間については、同調査の際に示した「約1年6ヶ月」をもとに設定しており、この期間を遵守することを原則としますが、仮に、受注者がその責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができない場合は、履行期間の延長変更を請求することができる旨の項目を、優先交渉権者決定後に締結する契約書の中に設けることを想定しています。</p> <p>公告時点における工事額の参考金額は、仕様書の1ページで示すとおりですが、この金額は上限額とするものではないことに留意してください。</p>
2	応募要項	3	6 参加資格要件 (2)参加要件	<p>(2) 参加要件、枠内に記載の「優先交渉権決定後の確認事項：⑯の要件を満たすこと」とは共同企業体での参加の場合、代表企業のみが満たしていればよろしいでしょうか。</p>	<p>共同企業体を構成する場合、構成員のすべてが⑯の要件を満たす必要があります。</p>
3	応募要項	3	6 参加資格要件 (2)参加要件	<p>入札参加資格名簿に登載要件を満たす必要があるとありますが、表明書送付時に資料を同封すればよろしいでしょうか。</p>	<p>優先交渉権者決定後に要件を満たしていることを確認することとしており、参加表明書提出時に資料を提出する必要はありません。</p>
4	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑨	<p>「10 審査・選定」の「(1) 審査委員会の設置」による審査委員及びアドバイザーの所属する団体等並びに有限会社空間創造研究所と、資本金又は人事面において関係がない者であること」と記載がありますが、本規定は参加条件に関するものであり、協力会社の配置に関する制約ではないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>審査委員及びアドバイザーの所属する団体等並びに有限会社空間創造研究所と、資本金又は人事面において関係がある者を協力会社として配置した提案をすることはできません。</p>

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
5	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑭	設計業務を元請として履行した実績は、日本国外の実績も提示可能でしょうか。	日本国外での実績も該当します。
6	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑭	「設計業務を元請として履行した実績」について、基本設計や実施設計のみについても含むという認識で良いでしょうか。	「基本設計業務」又は「実施設計業務」のみの実績も含まれます。
7	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑭	「平成17年4月1日から公告日までの間で、次に掲げるア又はイの要件を満たす建築物の新築、増築、改築又は大規模改修工事の設計業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。」とありますが、JV構成員としての実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	共同企業体の構成員としての実績も含まれます。
8	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑭	ア 同種施設「設計業務を元請として履行した実績を有する者であること」について、受注形態が設計共同企業体で、その構成員として設計業務を履行した実績も該当するものと考えてよろしいでしょうか。	
9	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑭	「平成17年4月1日から公告日までの間で、次に掲げるア又はイの要件を満たす建築物の新築、増築、改築又は大規模改修工事の設計業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。」とありますが、大規模改修設計とはどういった工種の設計実績を想定されていますか。	本プロポーザルにおける「大規模改修工事の設計業務」とは、建物の主たる部分の機能や性能の維持・向上、又は用途変更を目的とした大規模なリニューアルなど、複数分野（意匠及び設備など）にわたる総合的な設計業務を指し、経年劣化等に伴う単なる維持保全（「外壁改修のみ」、
10	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑭	ア 同種施設「大規模改修工事の設計業務」について、契約書の業務名が「大規模改修工事」となっているものや、業務仕様書において「大規模改修工事」であることが確認できる設計業務は該当するものと考えてよろしいでしょうか。	

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
11	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑭	イ 類似施設等「公共施設」について、住民の利用に供するための施設として、国土交通省告示第八号別添二 三 運動施設のアリーナ・スタジアム、四 業務施設の庁舎、十 医療施設の総合病院 は該当するものと考えてよろしいでしょうか。	本プロポーザルにおける「公共施設（住民の利用に供するための施設）」とは、直接住民の利用に供することを主たる目的として設けられる施設のことであり、質問の施設のうち、「業務施設の庁舎」は含まれません。
12	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑭	国立大学法人が発注者で国立大学機構が運営する地域開放型共創施設で学生や教職員だけでなく近隣の子どもから大人まですべての住民に開放された施設は⑭イ類似施設等 a の用途に該当するのでしょうか。	本プロポーザルにおける「公共施設」とは、国、地方公共団体又は公共法人（独立行政法人、特殊法人等）が設ける施設をいい、質問の施設については、住民の利用に供するための施設であることが確認できれば、参加資格要件に該当します。
13	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑭	「平成17年4月1日から公告日までの間で、次に掲げるア又はイの要件を満たす建築物の新築、増築、改築又は大規模改修工事の設計業務を元請として履行した実績を有する者であること。」とありますが、ホール内天井改修を主とした工事の設計業務についても、本要件の実績として含まれるとの理解でよろしいのでしょうか。	部分的な天井の修繕等に係る設計ではなく、質問9の回答に示す「大規模改修工事の設計業務」に該当する内容であれば、参加資格要件を満たします。
14	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑭	「公告日時点（=3/30）で工事が完成し、引渡しが完了している建築物であること」とありますが、この規定では本年度末（=3/31）契約工期の最新実績を対象外とするとも読めます。社会的変化の多い昨今においてできるだけ直近の実績を観ていただくことは双方にとって有意義なことだとも考えられますゆえ、「公告日時点」を「令和7年度」に読み替えさせていただけないのでしょうか。	応募要項に記載のとおり、公告日時点までとします。

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
15	応募要項	4	6 参加資格要件 (2)参加要件 ⑭	PFIやDBにおける協力事務所としての実績は⑭の実績に該当すると考えてよろしいでしょうか。	協力会社（協力事務所）の扱いについて、DB方式（設計施工一括発注方式）の場合は、発注者と直接契約を締結した受注者から、設計業務の全部又は一部を受託した協力事務所（下請け）の実績は該当しません。 また、PFI事業の場合は、発注者と事業契約を締結した特別目的会社から直接設計業務を受託したものについて、元請けとしての実績に該当します。
16	応募要項	5	6 参加資格要件 (3)配置予定技術者の資格	設計業務の基本・実施が別契約の場合、どちらも1件と見做せますか。また、基本と実施を別の2名で担当した場合、両名はそれぞれ要件を満たすのか。	同一施設の基本・実施設計業務が別契約の場合は、企業の実績としては1件とみなします。 なお、別契約の基本設計業務と実施設計業務について、異なる技術者が従事した場合、それぞれの技術者の実績として、参加資格要件を満たします。
17	応募要項	5	6 参加資格要件 (3)配置予定技術者の資格	配置予定の主任技術者のうち協力会社の社員である者が、他の応募者においても同様の立場で配置されることは問題ないでしょうか。	協力会社について、他の応募者の協力会社との重複は認めますが、他の応募者又は他の応募者である共同企業体の構成員となることはできません。
18	応募要項	5	6 参加資格要件 (3)配置予定技術者の資格 (3-2)	(3-2)の③から⑤の技術者については、協力会社の社員も可能との事ですが、協力事務所は他の応募者と重複しても良いでしょうか。	
19	応募要項	5	6 参加資格要件 (3)配置予定技術者の資格 (3-2)	構造、電気、機械の協力会社は、他企業及び企業体との兼用が可能でしょうか。	
20	応募要項	5	6 参加資格要件 (3)配置予定技術者の資格 (3-2)	管理技術者と主任担当技術者（意匠）以外③～⑤の技術者については、(3-1)総則に記載の内容以外に資格要件はないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
21	応募要項	5	6 参加資格要件 (3)配置予定技術者の資格 (3-2)	(3-2) 配置予定技術者の資格等に記載のある、管理、意匠、構造、電気設備、機械設備以外の新たな担当分野の技術者を配置する場合、参加表明書等の提出時での様式3及び様式3-1への反映は不要との認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
22	応募要項	5	6 参加資格要件 (3)配置予定技術者の資格 (3-2)①	一級建築士の免許取得後、13年未満ですが海外の建築士免許取得後は13年以上の経験を有するのですが、その場合、管理技術者として登録することは可能でしょうか。	海外の建築士制度による設計業務経験年数は、本プロポーザルにおける設計業務経験には含まれません。
23	応募要項 審査基準	5	6 参加資格要件 (3)配置予定技術者の資格 (3-2)①	公共事業において管理技術者補佐として登録した者は、管理技術者資格を満たすと考えて宜しいでしょうか。	(3) 配置予定技術者の資格に示す要件に合致する限りは、管理技術者の参加資格要件を満たします。
24	応募要項	6	7 参加表明書の提出 (3)提出方法	参加表明書の提出部数は1部で差支えありませんでしょうか。	提出書類は、すべて1部ずつ提出してください。
25	応募要項	6	7 参加表明書の提出 (3)提出方法	参加表明書は1部のみの提出でよろしいでしょうか。	
26	応募要項	6	7 参加表明書の提出 (3)提出方法	提出書類の綴じ方は左上クリップ留めまたはホチキス留めでよろしいでしょうか。	参加表明書は、ステープル（ホッチキス）留めとせず、書類は、様式順にして、フラットファイル等に綴じて提出してください。 また、技術提案書は、ステープル（ホッチキス）留めとせず、クリップ留めにして提出してください。
27	応募要項	6.7	7 参加表明書の提出 (3)提出方法 8 実施方針書の提出 (3)提出方法	参加表明書及び実施方針書の提出時は技術提案書提出時と同じ様に1部毎のクリップ留めで宜しいでしょうか。	
28	応募要項	6.7	7 参加表明書の提出 (3)提出方法 8 実施方針書の提出 (3)提出方法	提出方法について、「郵送又は信書便事業者による配送」とありますが、持参してもよろしいでしょうか。その場合、提出先は技術提案書の提出にならう、と考えてよろしいでしょうか。	持参による提出は受理しません。

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
29	応募要項	7.8	8 実施方針書の提出 (3)提出方法 9 実施方針書の提出 (3)提出方法	実施方針書/提案書は持ち込み不可という認識で良いでしょうか。	持参による提出は受理しません。
30	応募要項	6	7 参加表明書の提出 (4)提出書類	参加表明書について、全ての書類に押印の指定は無い認識ですが、相違ないでしょうか。仮に押印が必要な書類があった場合、提出するものは写しでよろしいでしょうか。	様式への押印は不要です。 なお、押印済みの資料を提出する場合、写しの提出でも認めます。
31	応募要項	7.8	8 実施方針書の提出 (5)実施方針書の体裁 9 実施方針書の提出 (5)実施方針書の体裁	実績建物の完成写真を実施方針書、および技術提案書に載せることは差し支えないでしょうか。	実施方針書について、応募者の特定につながる内容の記載や写真等の掲載は認めません。 また、技術提案書については、二次審査で公開プレゼンテーションを実施することから、文章を補完する範囲で、
32	応募要項	7.8	8 実施方針書の提出 (5)実施方針書の体裁 9 実施方針書の提出 (5)実施方針書の体裁	応募者が特定される社名・個人名の記述を、実施方針書および技術提案書に記載してはならないと考えて差し支えないでしょうか。	写真等を掲載することや、最低限の範囲内で企業名等を記載することは可能とします。
33	応募要項	8	9 実施方針書の提出 (5)実施方針書の体裁	2次審査に進んだ場合、技術提案書に記載できる内容について、実施方針書で示したイメージ画像等の更新は可能でしょうか。あるいは実施方針書で示した計画の方針の修正は可能でしょうか。	コンセプトの大きな変更が無い範囲で更新することは可能です。 なお、一次審査（書面審査）時点の提案内容において特徴的であった項目を変更する場合は、二次審査において、変更の理由や、代替案の内容を技術提案書内に補足することとしてください。
34	応募要項	9	9 技術提案書の提出 (6)提出形式	提案時参考見積書の提出に関し、審査基準の評価項目に含まれていないことから、参考見積書の額は審査評価の対象外と考えてよろしいでしょうか。	様式4 そのものは審査評価の対象とはしませんが、優先交渉権者決定後に見積合わせすることを見据えて、金額を記載してください。 なお、応募要項16ページで示すとおり、参考見積価格が応募要項で示す提案上限額を超過した場合は、失格要件に該当します。

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
35	応募要項	11	10 審査・選定 (2)審査方法 (2-2) ②ア	「技術提案書以外のプレゼンテーション資料及び模型の制作は認めません。」との記載について、本規定はプレゼンテーション会場への模型の持ち込みを禁止する趣旨であり、実施方針書および技術提案書に模型写真を掲載することについては差し支えないでしょうか。	文章を補完することを目的として、実施方針書および技術提案書に模型写真を掲載することは妨げません。
36	応募要項	11	10 審査・選定 (2)審査方法 (2-2) ②ア	「技術提案書以外のプレゼンテーション資料及び模型の制作は認めません。」とあることから、実施方針書はプロジェクターによるスクリーン投影の対象に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、投影資料として使用しても差し支えないでしょうか。	実施方針書については、スクリーン投影の対象外とします。
37	応募要項	11	10 審査・選定 (2)審査方法 (2-2) ②ア	「技術提案書以外のプレゼンテーション資料及び模型の制作は認めません。」とありますが、スクリーン投影用に、技術提案書に記載した内容を20-30ページ程度のスライドに編集し投影する（パワーポイントを作成する）ことは許容されますか。もしそれが不可の場合、技術提案書を投影しながらも、説明に応じた拡大縮小表示は許容されますでしょうか。	技術提案書に記載した内容を編集したスライド資料を、スクリーン投影することは認めませんが、説明に応じて拡大や縮小の表示を行うことは妨げません。
38	応募要項	11	10 審査・選定 (2)審査方法 (2-2) ②ア	プレゼンテーション会場の資料をお示しいただけますでしょうか。（会場構成のわかる資料、スクリーンの大きさ）	プレゼンテーション会場は、徳島市内を予定しておりますが、会場の詳細な内容や公開方法については、技術提案書の提出者に別途通知することを予定しています。
39	応募要項	12	10 審査・選定 (2)審査方法 (2-2) ②ア	プレゼンテーション審査は公開とありますが、想定している公開方法についてご教示ください。	
40	応募要項	—	様式2	工事完了の証明は、設計監理の完了通知等の写しでよろしいでしょうか。	工事が完成し、引渡が完了していることが確認できるものであれば、記載の書類でも差し支えありません。
41	応募要項	—	様式2 様式3-1	「工事が完成し、引渡が完了していることが確認できる資料を提出すること」とありますが、検査済証または施主へ提出した完了通知等でよろしいでしょうか。	なお、内容に疑義が生じた場合は、確認できる資料の追加提出を求める場合があります。

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
42	応募要項	—	様式2 様式3-1	「工事が完成し、引き渡し完了していることが確認できる資料」について、HPや掲載雑誌・パンフレット等の写し等、竣工していることが確認できる資料であればよろしいでしょうか。	工事が完成し、引渡が完了していることが確認できるものであれば、記載の書類でも差し支えありません。 なお、内容に疑義が生じた場合は、確認できる資料の追加提出を求める場合があります。
43	応募要項	—	様式2 様式3-1	「実績の確認資料については、各項目の記載内容に加え、元請であることが確認できる書類（契約書写し、JV協定書写し等）を提出すること」とありますが、客席数の証明については施設のHPや建築雑誌のコピーを提出すればよろしいでしょうか。	客席数が確認できるものであれば、記載の書類でも差し支えありません。 なお、内容に疑義が生じた場合は、確認できる資料の追加提出を求める場合があります。
44	応募要項	—	様式2 様式3-1	「実績の確認資料については、各項目の記載内容に加え、元請であることが確認できる書類（契約書写し、JV協定書写し等）を提出すること」とありますが、客席数の証明については施設のHPや建築雑誌を提出すればよろしいでしょうか。	
45	応募要項	—	様式2	業務実績について、記載可能なものは国内実績に限るでしょうか。また、監修物件は記載可能でしょうか。	業務実績は、日本国外のものも対象となります。 また、監修物件は、本プロポーザルにおける業務実績には含まれません。
46	応募要項	—	様式2	「増築の場合は、当該部分、複合施設の場合は上記用途に供する部分の床面積を記入すること」とありますが、複合施設の場合は、設計図面に床面積の合計を記入して提出すればよろしいでしょうか。	延べ面積が確認できる図面等の資料に、必要に応じて、資料の加工（マーキング、追記等も可）を行って提出してください。
47	応募要項	—	様式2 様式3-1	「・PUBDIS、契約書、JV協定書、仕様書、図面等、実績内容の確認ができる書類の写し」とありますが、実績内容の確認ができれば、列記された全ての資料が必要という意味ではないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
48	応募要項	—	様式3 様式3-1	配置予定技術者一覧表および配置予定技術者調書において、求められた以外の役割で主任技術者を任意に追加しても差し支えないでしょうか。配点上、任意追加しても加点されない場合であったとしても、追加の可否を確認させて頂ければと思います。	様式3及び様式3-1には、管理技術者及び主任担当技術者（意匠、構造、電気設備、機械設備）以外は記載しないでください。 なお、実施方針書や技術提案書において、任意で主任担当技術者を追加する旨を記載することは妨げません。
49	応募要項	—	様式3-1	建築に係る設計業務経験の確認できる書類は、雇用保険被保険者証で雇用関係がわかる書類と兼用でよいでしょうか。	一級建築士取得後の設計業務経験が確認できる業務経歴書（業務名及び履行期間を明記し、合計で13年以上の業務経験が確認できるもので、任意様式とする）を提出してください。
50	応募要項	—	様式3-1	「一級建築士取得後13年以上の建築に係る設計業務経験を確認できる書類」について、合致する書類の想定ができませんのですが、様式3-1下部に「上記について相違ないことを証明します。」と記載して、代表者名、押印によるものをご提出させていただきたいと考えるのですが、いかがでしょうか。	また、業務経歴書は、原則として、現在所属する企業等が証明したものとしますが、過去の所属先の経験を含める場合など、現在の所属企業等による証明が困難な場合には、配置予定技術者本人が自ら事実と相違ないことを申告（記名等）したもので可とします。
51	応募要項	—	様式3-1	「一級建築士取得後13年以上の建築に係る設計業務経験を確認できる書類を提出すること」とありますが、一級建築士免許証の登録年月日で証明する認識でよろしいでしょうか。	なお、応募要項16ページで示すとおり、虚偽の記載がある場合は、無効要件に該当します。
52	応募要項	—	様式3-1	「過去6年間の有効取得単位数を記入すること」について、過去6年間とは、公告日の令和8年3月30日から、過去6年間と考えてよろしいでしょうか。	過去6年間とは、令和7年度の直前6ヶ年度及び本業務の公告日まで（平成31年4月1日から令和8年3月30日まで）を指します。
53	応募要項	—	様式3-1	学歴履歴証明書のCPD取得単位期間は6年間とありますが、2020年4月1日～2026年3月30日（公告日まで）でよろしいですか。	

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
54	応募要項	—	様式3-1	CPD社内研修によるユニットとは、社内で行った自社研修と判断し、社内で外部講師を招いて行った研修は含まれないと考えてよいでしょうか。その社内研修を除く学習履歴証明書とは、建築CPD実績証明書を指すと思いますが、どの証明書様式で提出すればよいですか。	本プロポーザルにおける社内研修とは、「受講者を一般に募らずに実施した講習」、「主催者が応募者自身である講習」、「会場が応募者の事務所等である講習」のいずれかに該当するものをいいます。 また、学習履歴証明書は、主催者名が明記された受講履歴付きのものとしてください。
55	応募要項	—	様式3-1	PUBDIS登録の無い従事した立場の確認は、提出した技術者届(体制表等)の写しで良いでしょうか。	従事した立場が確認できるものであれば、記載の書類でも差し支えありません。
56	応募要項	—	様式3-1	従事期間「上記履行期間の2分の1を超える期間、当該業務に従事した（左の□にチェックを入れること）」とありますが、自社が発行する従事証明書を提出すればよろしいでしょうか。	チェックを入れることにより、当該事実と相違ないことを申告したものとみなすため、当該事実を証明する資料の提出は求めません。 なお、応募要項16ページで示すとおり、虚偽の記載がある場合は、無効要件に該当します。
57	応募要項	—	様式3-1	「工事が完成し、引渡が完了していることが確認できる資料を提出すること」とありますが、検査済証または施主へ提出した完了通知等でよろしいでしょうか。	工事が完成し、引渡が完了していることが確認できるものであれば、記載の書類でも差し支えありません。 なお、内容に疑義が生じた場合は、確認できる資料の追加提出を求める場合があります。
58	応募要項	—	様式4	審査基準に参考見積書の評価はありません。特定された場合の契約金額となるのでしょうか。	様式4 そのものは審査評価の対象とはしませんが、優先交渉権者決定後に見積合わせすることを見据え、金額を記載してください。 なお、様式4は設計業務全体の金額を記載する形となりますが、基本設計業務と実施設計業務は、契約の前にそれぞれの業務ごとに見積合わせすることを予定しています。
59	応募要項	—	別表 審査基準	一の技術者の実績が他の技術者の実績と重複しても算定上計上されるという認識で良いでしょうか。	同一の業務について、複数の技術者が従事し、本業務において当該技術者を配置予定技術者とする場合、当該業務の実績については、それぞれの技術者の評価対象となります。

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
60	応募要項	—	別表 審査基準	「件数は・・・各技術者の同種施設と類似施設等の合計で各技術者毎に最大2件ずつ」とありますが、仮に電気と設備の技術者を兼任する場合、兼任した該当の実績があればそれぞれの項目で計上されるという認識で良いでしょうか。	本業務において、電気設備及び機械設備の主任担当技術者を兼任する場合で、過去の業務においても同様に兼任した実績がある場合、当該実績については、電気設備及び機械設備の実績としてそれぞれ評価対象となります。
61	仕様書	2	3 設計の進め方 (7)	関係者との打合せ事項等・・・とありますが、例としてどのような関係者を想定されていますでしょうか。	3(7)で示す関係者とは、3(5)に例示する県、官公署及びその他関係機関等以外の者を指し、事業者からの提案や、設計協議に応じ、打ち合わせが必要となった場合に適用する項目となります。
62	仕様書別添1	目次	参考資料1	事業対象地概要図のCADデータを配布いただけますでしょうか。	事業対象地概要図のCADデータについては提供可能です。なお、当該資料の提供に当たっては、様式「参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書」を応募要項 14 担当窓口に提出してください。（既に参考資料の請求を行っている事業者は、参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書を新たに提出する必要はありません。）
63	仕様書別添1	目次	参考資料1	CADデータをご提供いただけませんか。	
64	仕様書別添1	目次	参考資料1	敷地図のCADデータは頂けませんか。	
65	仕様書別添1	目次	参考資料1	敷地図CAD等の配布の予定ありますでしょうか。	
66	仕様書別添1	目次	参考資料1	事業対象地概要図一式について、CADデータを頂くことは可能でしょうか。	
67	仕様書別添1	目次	参考資料1	新町川の護岸、遊歩道、藍場浜公園との擁壁の構造詳細図について提示いただけますでしょうか。また、河川区域からの建築制限距離等の制約があればご教示ください。	
				新町川の護岸、遊歩道、藍場浜公園との擁壁の構造詳細図を【参考資料13】新町川関係図面として追加します。なお、当該資料の提供に当たっては、様式「参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書」を応募要項 14 担当窓口に提出してください。（既に参考資料の請求を行っている事業者は、参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書を新たに提出する必要はありません。） また、河川区域からの建築制限距離の制約はありません。	

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
68	仕様書別添1	目次	参考資料1	事業対象地内の現況の植栽図（特に藍場浜公園内）を提示いただけますでしょうか。	【参考資料4-2】公園管理台帳（図面番号第41号）をご参照ください。
69	仕様書別添1	目次	参考資料1	事業対象敷地概要図が示されておりますが、本計画において敷地境界線が明確に定められている場合、その範囲についてご教示ください。併せて、当該範囲のCADデータをご提供いただくことは可能でしょうか。	事業対象地内における敷地境界線の設定は、設計業務の中で決定するものとします。 なお、【参考資料1】事業対象地概要図における「事業対象地」の境界線は、敷地測量により作成したCAD上で作成したものです。 また、事業対象地概要図のCADデータ提供については、質問62の回答をご参照ください。
70	仕様書別添1	目次	参考資料6-1	PDF 7枚目の基礎杭配置図について、解像度の良い資料を配布いただけますでしょうか。	高解像度のJPEGデータを提供可能です。 なお、当該資料の提供に当たっては、様式「参考資料提供申込書件守秘義務誓約書」を応募要項 14 担当窓口に提出してください。（既に参考資料の請求を行っている事業者は、参考資料提供申込書件守秘義務誓約書の提出を新たに提出する必要はありません。）
71	仕様書別添1	目次	参考資料8	あわぎんホール図面のCADデータを配布いただけますでしょうか。	あわぎんホール図面のCADデータについては提供可能です。
72	仕様書別添1	目次	参考資料8	あわぎんホール図面一式について、CADデータを頂くことは可能でしょうか。	なお、当該資料の提供に当たっては、様式「参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書」を応募要項 14 担当窓口に提出してください。（既に参考資料の請求を行っている事業者は、参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書を新たに提出する必要はありません。）
73	仕様書別添1	目次	参考資料8	配置図、平面図、立面図、断面図のCADデータをご提供いただけないでしょうか。	
74	仕様書別添1	目次	参考資料8	あわぎんホールの断面図があれば配布いただけますでしょうか。	【参考資料8】あわぎんホール図面に、断面図を追加します。
75	仕様書別添1	目次	参考資料8	断面図をご提供いただけないでしょうか。	

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
76	仕様書別添1	目次	参考資料10	階数/構造については、場合に応じて「調査モデルプラン」と異なる計画としても差し支えないでしょうか。	【参考資料10】は、藍場浜公園西エリアにおける新ホールの施設規模や機能等の具体化を図るため実施した「新ホール整備候補地調査」（令和6年実施）において作成した調査モデルプランを参考資料として示すものであり、これに拘束されるものではありません。
77	仕様書別添1	目次	参考資料10	駐車場台数についてはモデルプランに倣い「主催者駐車場5台/車椅子駐車場3台+車寄せ」を確保する計画としても差し支えないでしょうか。	【参考資料10】は、藍場浜公園西エリアにおける新ホールの施設規模や機能等の具体化を図るため実施した「新ホール整備候補地調査」（令和6年実施）において作成した調査モデルプランを参考資料として示すものであり、これに拘束されるものではありません。 ただし、仕様書別添1の26ページで示すとおり、主催者駐車場及び障がい者用の駐車場の合計として、最低でも10台以上確保することを想定しています。
78	仕様書別添1	目次	参考資料11	藍場浜公園東エリアにおいて、パークPFI活用によるカフェ等の提案を検討するにあたり、サウンディング調査の際等に想定されていた施設の規模感をご教示頂くことは可能でしょうか。	令和7年度に実施したサウンディング調査では、新町川公園（藍場浜公園）をはじめとした対象公園において民間事業者による魅力ある公園施設整備の可能性を検討していることから、特に規模感は設定せず、公園全域を対象に実施したものです。 なお、本調査業務は、新ホール整備事業とは別に実施したものととなります。

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
79	仕様書別添1	目次	参考資料リスト	今時点で開示されているもの、また、請求して受領予定となっている資料についても、図面と考えられる資料のうち、CADデータを受領できるものを開示頂けますでしょうか。	【参考資料1】、【参考資料4-3】、【参考資料4-4】の一部、【参考資料6-3】の一部、【参考資料6-4】及び【参考資料8】のCADデータについては提供可能です。 なお、当該資料の提供に当たっては、様式「参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書」を応募要項 14 担当窓口へ提出してください。（既に参考資料の請求を行っている事業者は、参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書を新たに提出する必要はありません。）
80	仕様書別添1	目次	参考資料	周辺情報を含んだCADデータがございましたら、ご開示いただけますでしょうか。	【参考資料1】に付近見取図を追加します。 なお、当該資料のCADデータの提供に当たっては、様式「参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書」を応募要項 14 担当窓口へ提出してください。（既に参考資料の請求を行っている事業者は、参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書を新たに提出する必要はありません。）
81	仕様書別添1	目次	参考資料（測量図）	参考資料に図が無いようです。提供ください。	敷地測量については、事業対象地内外の基準点から水準測量、レーザー測量等を用いて実施しており、その成果物により【参考資料1】事業対象地概要図を作成しています。 なお、敷地境界の各ポイントの座標が記載された測量図は作成しておりません。
82	仕様書別添1	1	第1章 総則 2 業務範囲及び業務内容	全体工期短縮提案を行うにあたり、現状の想定されている、事業全体工程表（地下駐車場インフラ盛替え工事、地下駐車場解体工事、本体工事着工時期、施設オープン時期）についてご教示ください。	工事施工期間については、設計業務の中で具体化することとしております。 なお、仕様書の1ページで示すとおり、工事施工予定期間については、令和6年に公表した「新ホール整備候補地調査」の調査モデルプランをもとにした場合は、既存施設解体等の関連工事を除き、新ホール本体工事の着工から2年10ヶ月となることを見込んでいます。

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
83	仕様書別添1	1	第1章 総則 2 業務範囲及び業務内容 (2) ②	本事業は公益施設（公益上必要な建築物）のため、開発行為がある場合においても、都市計画法上の開発許可は手続き不要と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、許可不要の場合でも、都市計画法施行規則第60条の規定により、建築物が都市計画法の規定に適合していることの証明に係る手続きが必要となります。
84	仕様書別添1	1	第1章 総則 2 業務範囲及び業務内容 (2) ②	実施設計期間内に開発許可（かかる場合）や計画通知、他関係法令・条例手続き一式すべて完了する必要があるという認識でしょうか。	そのとおりです。
85	仕様書別添1	6～8	第2章 事業概要 3 施設概要	設計概要に記載のある必要諸室リストと、モデルプランに記載の諸室が一致していません(共用の会議室等)が、どちらを正と考えれば良いでしょうか。 また、提案として機能を追加することは可能でしょうか。 (カフェ等)	【参考資料10】は、藍場浜公園西エリアにおける新ホールの施設規模や機能等の具体化を図るため実施した「新ホール整備候補地調査」（令和6年実施）において作成した調査モデルプランを参考資料として示すものであり、これに拘束されるものではありません。詳細な諸室の構成については、仕様書別添1の内容をもとに、設計協議を実施する中で決定することを見込んでいます。
86	仕様書別添1	11	第2章 施設整備 2 敷地に関する基本計画 (1) (地盤の状況)	「事業対象地の設計GLは、周辺道路等からの円滑なアクセス、新町川の潮位、災害時における浸水対策等を考慮し、適切に設定すること。」とありますが、【参考資料7-2】洪水ハザードマップ（吉野川）では、事業対象地において0.5～3.0mの洪水・浸水が想定されています。このため、浸水を許容する機能、または回避すべき条件について、明確な基準があればご教示ください。	仕様書別添1の「4 施設整備の基本要件」において、施設機能に支障をきたすことのないよう、電気室や非常用発電設備の位置等について浸水対策を講じることを求めています。具体的な仕様については、設計協議を実施する中で決定することを見込んでいます。
87	仕様書別添1	12	第2章 施設整備 2 敷地に関する基本計画 (1) (地下駐車場等の解体)	第二駐車場の機能維持に必要な地下設備とは、具体的に何を指すかご教示いただけますでしょうか。	地下駐車場全体の「電気室、発電機室、泡消火室及びポンプ室」が第1駐車場内に設置されており、この中に、受変電設備、非常用自家発電設備、受水槽及び加圧給水ポンプ、泡消火設備、屋内消火栓設備が設置されています。 (参考資料6-3及び6-4参照) これらのうち、第2駐車場の規模等に応じて必要となる設備を移設（新設を含む）することとさせていただきます。

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
88	仕様書別添1	12	第2章 施設整備 2 敷地に関する基本計画 (1) (あわぎんホール)	「あわぎんホールと新ホールについては、建築基準法上、「一の建築物」とならないように計画すること」とありますが、敷地境界線は任意で設定できると考えてよいでしょうか。	事業対象地の範囲内（参考資料1参照）であれば、任意の位置で敷地境界線を設定することは可能です。
89	仕様書別添1	12	第2章 施設整備 2 敷地に関する基本計画 (1) (あわぎんホール)	事業対象地に含まれる市道5902（藍場・船場歩線、幅員1.9m）について、当該市道区域を含む提案を妨げないとありますが、現市道部に建築物の設置提案も可能という理解でよろしかったでしょうか。	現市道部に建築物の設置をする提案も可能です。 なお、その場合、徳島市との協議が必要なことに留意してください。
90	仕様書別添1	13	第3章 施設整備 3 県都のまちづくりに資する提案	藍場浜公園東エリアにおいて、パークPFI活用によるカフェ等の提案を検討するにあたり、藍場浜公園東エリアを会場として開催されている阿波おどりや各種イベントの開催について、搬入動線、開催エリア等の概要が分かる資料を共有頂くことは可能でしょうか。	イベント開催エリア及び車両進入位置を示す図面を、【参考資料4-5】として追加します。 なお、当該資料の提供に当たっては、様式「参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書」を応募要項14担当窓口へ提出してください。（既に参考資料の請求を行っている事業者は、参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書を新たに提出する必要はありません。）
91	仕様書別添1	26	第3章 施設整備 4 施設整備の基本要件 (4)③	駐車場について「合計で10台以上」とありますが、それを超える駐車場需要に関しては、参考資料9に示される事業対象地周辺の駐車場を活用する見込みと考えるとよろしいでしょうか。	新ホールへの来館手段としては、徒歩や自転車、公共交通機関のほか自家用車の利用も多く見込まれることから、半径500mの範囲内にある約2,500台の周辺駐車場の効果的な活用と情報提供など、周辺道路の渋滞にも配慮しながら利便性の高いアクセス方法の確立を行いたいと考えており、仕様書別添1の26ページに記載をしている駐車場以外については、本業務内で、事業者を設置することを求めません。

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務 公募型プロポーザルに関する質問項目（令和8年4月21日公表分）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
92	仕様書別添2	2	3 BIM活用の項目及びその実施内容等 (1)「③実施設計図書（一般図等）の作成」	指定項目に、BIMモデルから作成する図面として「昇降機設備平面図」と記載があります。昇降機設備平面図は部分詳細図に位置付けられるものであり、一般的にBIMで作図することは行わず、また国交省営繕BIMモデルの詳細度表およびサンプルモデルにおいても、昇降機設備平面図は対象とはなっておりません。本事業においても同程度の位置付けと捉え、対象外として宜しいでしょうか。なお、BIMモデルとしてはLOD200～300程度の昇降機オブジェクトを作成し、適宜図面作成や納まり検討等に用います。	昇降機設備平面図は、BIMモデルによる図面作成の対象外とします。 なお、BIMモデルは、LOD200～300程度の昇降機オブジェクトを用いて、納まり検討を行い、適宜図面作成を行ってください。
93	仕様書別添2	10	別表2 BIMモデルの詳細度の目安（実施設計段階）	電気設備および機械設備について、「BIMから出力する図面」に記載のある図面名称が、「3 BIM活用の項目及びその実施内容等」の指定項目および推奨項目と照らした際、異なるものと見受けられます。本事業においては、「3 BIM活用の項目及びその実施内容等」の指定項目および推奨項目に記載の図面名を正と捉えてよろしいでしょうか。	「3 BIM活用の項目及びその実施内容等」の指定項目および推奨項目に記載の図面名を正とします。
94	その他	—	参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書	参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書の提出は参加表明書と合わせて提出すれば宜しいでしょうか	「参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書」の受付は、プロポーザル期間中、随時実施しております。
95	その他	—	その他	あわぎんホールの供用目標年数の設定や、今後の大規模改修等の計画はございますでしょうか。	あわぎんホール（築54年）においては、これまで必要な改修等を実施しており、現時点では安全性に特段の問題はなく、「中長期予防保全計画」を策定し、築65年を使用目標とする中で、施設の長寿命化に取り組んでいます。 なお、築65年はひとつの目安であり、現時点では、可能な限り、あわぎんホールを存続させていくこととし、新ホールの開館後、鳴門市文化会館のリニューアル開館後等の影響を踏まえた利用ニーズの変化や、設備等の老朽化、修繕コストなどの状況を見極めながら、そのあり方について検討していきます。